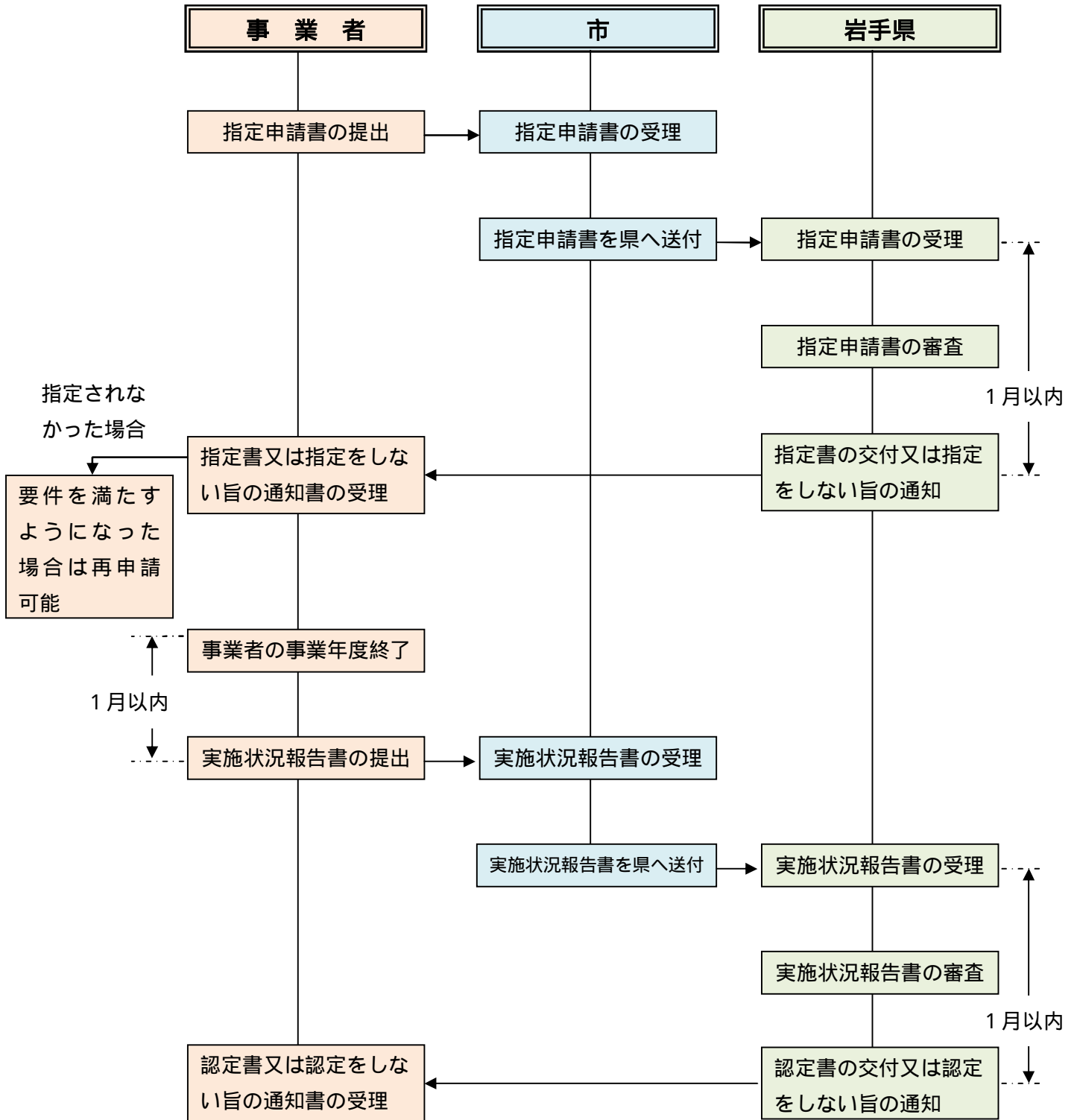


岩手県産業再生特区

指定・認定に関する手続きの流れ

税制の特例措置を受ける場合には、**県の指定**及び**事業実施状況の認定**が必要となります。



国税の特例を受けるためには、**認定後**に国税の窓口において手続きが必要となります。

地方税の特例を受けるためには、**指定後**に地方税の窓口において手続きが必要となります。